

用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、適用日前の検察官・行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等（当該異動又は移転の日から一年を経過するまでの間ににおいてみなし特別支給割合又は給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合が同日の前日に在勤していた特別移転官署に係るみなし特別支給割合以上となる特別移転官署又は地域手当支給地域等に限る。）に引き続き六箇月を超えて在勤していったこととなるとき。

第十三条 給与法第十一条の七第三項の人事院規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のかか、次に掲げる法人とする。

一 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）第九条の二各号に掲げる法人

二 国家公務員退職手当法施行令第九条の四各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び前号に掲げる法人を除く。）

三 前二号に掲げる法人のか、人事院がこれらに準ずる法人であると認めるもの

第十四条 給与法第十一条の七第三項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次の各号のいずれにも該当する職員で、適用日前二年以内の検察官又は行政執行法人職員等として勤務していた期間・常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務している職員等として勤務していった期間に第十二条に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものとする。

一 人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となつた者であること。

二 適用日前二年以内の検察官又は行政執行法人職員等として勤務していった者（適用日前二年以内の期間において、かつて俸給表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き検察官又は行政執行法人職員等となつたものにあつては、当該期間に同条に規定する地域又は官署において勤務していた者）であること。

第十五条 給与法第十一条の三第二項又は第十一条の四から第十一条の七までの規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

第十六条 給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域及び同条第二項の地域手当の級地については、十年ごとに見直すのを例とする。（支給地域等の見直し）

第十七条 各庁の長は、別表第二又は別表第三に掲げる官署が移転する場合には、あらかじめ人事院に報告するものとする。

第十八条 この規則に定めるもののか、地域手当に關し必要な事項は、人事院が定める。（雑則）

第十九条 給与法第十一条の三の規定による地域手当の適用に當る官署が移転する場合には、あらかじめ人事院に報告するものとする。

第二十条 この規則に定めるもののか、地域手当に關し必要な事項は、人事院が定める。（施期附則）

第二十一条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十二条の三第二項各号の人事院規則で定める割合とは、次の各号に掲げる地域手当の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

一 二級地	百分の二十二
二 三級地	百分の十五
三 四級地	百分の十二
四 五級地	百分の十

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。（雑則）

附則（平成一八年一月三〇日人事院規則九一四九一三三）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一四九の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

第一条 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成一九年九月二八日人事院規則一五一〇）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成一九年一月三〇日人事院規則九一四九一三五）

（施行期日等）

第一条 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一四九（以下「改正後の規則」という。）の規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（給与法第十一条の八第四項等の規定の適用を受けた職員の地域手当の端数計算の特例）

第一条 この規則は、平成十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、給与法第十一条の八第四項又は第十一条の九第二項若しくは第四項の規定の適用を受ける職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）にこれらの規定の適用の対象となる期間につき支給された地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額又は当該職員に支給された給与に係る給与法第十九条、第十九条の四第四項及び第五項並びに第十九条の七第三項に規定するこれらの手当の月額の合計額が、改正後の規則の規定を

<p>適用したとき得られるこれらの手当の月額の合計額を超える場合における改正後の規則第十一条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。</p> <p>附 則 (平成二十一年二月一日人事院規則) 九一四九一三六 (施行期日)</p>
<p>1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正前の規則九一四九別表第三に掲げられていた官署に在勤していた期間のある職員がその在勤する地域若しくは官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転の日の前日から六箇月をさかのぼった日前から当該異動又は移転の日の前日までの期間において当該在勤していた期間があるときに、おけるこの規則による改正後の規則九一四九第十三条及び第十二条の規定の適用については、平成二十一年九月三十日までの間は、同規則第十一条第一項第一号中「給与法第十二条の六第一項及び第二項の人事院規則で定める官署」とあるのは、「規則九一四九一三六（人事院規則九一四九（地域手当）等の一部を改正する人事院規則）による改正前のこの規則第六条に規定する官署」と、同条第二項第一号中「給与法第十二条の七第二項第一号に規定するみなし特例支給割合」とあるのは、「規則九一四九一三六による改正前のこの規則第八条に規定する地域手当の支給割合」とする。</p> <p>附 則 (平成二十一年十月一日人事院規則) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則 (平成二十一年二月一日人事院規則) 九一四九一三七 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則 (平成二十一年五月二十九日人事院規則) 九一四九一三八 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二十五年四月一日人事院規則) 一一五九抄 (施行期日)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十七年三月一八日人事院規則) 九一四九一四〇 (施行期日)</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。 附 則 (平成二十七年三月三〇日人事院規則) 九一四九一四一 (施行期日)</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。 附 則 (平成二十七年七月二八日人事院規則) 九一四九一四二 (施行期日)</p> <p>この規則は、平成二十七年七月二八日から施行する。</p>

<p>から、同表大阪府の項の規定は平成二十三年四月一日から適用する。</p> <p>附 則 (平成二七年一月三〇日人事院規則) 九一四九一四〇 (施行期日)</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年三月三〇日人事院規則) 九一四九一四一 (施行期日)</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年七月二八日人事院規則) 九一四九一四二 (施行期日)</p> <p>この規則は、平成二十七年七月二八日から施行する。</p>

<p>第十五条 附則第一条から前条までに規定するものほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。</p> <p>附 則 (平成二十一年五月一日前半分) 九一四九一四二 (施行期日)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則別表百分の一の項及び別表第一石川県の項の改正規定は、平成二十七年八月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十七年五月一日前半分) 九一四九一四三 (施行期日)</p> <p>この規則による改正前の規則九一四九別表第一石川県の項及び別表第一埼玉県の項の規定は、平成二十六年八月一日から適用する。</p> <p>附 則 (平成二十七年五月一日前半分) 九一四九一四四 (施行期日)</p> <p>この規則による改正前の規則九一四九別表第一石川県の項及び別表第一埼玉県の項の規定は、平成二十六年八月一日から平成二十七年三月三十日までの間ににおける埼玉県深谷市に係る地域手当。</p>

県 福 岡	県 香 川	県 徳 島	県 山 口	県 広 島	県 岡 山	県 奈 良	県 兵 庫	府 大 阪	府 京 都
福岡市	坂出市	高松市	徳島市	周南市	郡海田町	三原市	西宮市	池田市	宇治市
春日市			鳴門市		東広島市	東広島市	芦屋市	高槻市	京都市
福津市			阿南市		廿日市市	廿日市市	宝塚市	大東市	守口市
五級地	七級地	六級地	七級地	七級地	五級地	七級地	三級地	門真市	向日市
								木津川市	木津川市
								柏	柏
								富	富
								六級地	六級地
								五級地	五級地
								二級地	四級地

県 長 崎	備考
長崎市	この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日ににおける区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。
太宰府市	糟屋郡糸島市
北九州市	糟屋郡粕屋町
筑紫野市	糟屋郡宇美町
七級地	七級地
七級地	六級地

別表第二（第二条、第三条関係）

第二条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第三条の級地は当該官署の区分に応じ当該各号に定める級地とする。

一 総務省関東総合通信局電波監理部

五

級地

二 前号に掲げる官署と同様に取り扱うこと

が適当であると人事院が認める官署 官署

ごとに人事院が定める級地

六級地

五級地

四級地

三級地

二級地

一級地

零級地

別表第三（第六条、第八条関係）

第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第八条の起算日は当該官署の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 消費者庁新未来創造戦略本部 平成二十一年七月十四日

二 総務省統計局統計データ利活用センタ平成三十年四月一日

三 文化庁（特別区に所在する官署を除く。）令和五年三月二十七日